

やまがた・人と環境に優しい
持続可能な農業推進計画



令和4年3月

山形県農林水産部

目 次

I はじめに	・ ・ ・	1
1 計画策定の趣旨		
2 計画の性格		
3 計画の期間		
4 計画の進行管理		
II 基本方針と推進方向	・ ・ ・	3
1 基本方針		
2 推進方向		
3 目標指標		
III 推進方向の実現に向けた具体的な取組み	・ ・ ・	5
推進方向 第1 農業生産における環境保全の取組みの推進		5
推進方向 第2 農業生産における持続性確保の取組みの推進		11
推進方向 第3 環境保全型農業に関する情報発信等		14
推進方向 第4 環境保全型農業に関する技術開発・普及		17
推進方向 第5 関係機関との連携による各種事業の展開		19
IV 推進体制	・ ・ ・	21
1 人と環境に優しい持続可能な農業の実現に向けた第三者委員会の設置		
2 部会の設置		
3 地域ごとの推進体制の構築		
4 全国的な推進組織への参画		
V 第4次山形県農林水産業元気創造戦略の概要（関連PJ抜粋）	・ ・ ・	22
VI 参考資料	・ ・ ・	23

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県農業は、コメ生産では全国第4位、また、産出額が全国上位を占める園芸作物も数多くあり、日本における食料供給の一翼を担っていることに加え、県内における基盤産業の一つであることから、本県の持続的な発展に向け、農業関係者がそれぞれの立場で、将来にわたり安定的な農業生産が継続できるような取組みを進めていく必要がある。

一方、最上川などの清流よりもたらされる豊富な水資源をはじめとした豊かな自然環境に本県農業は下支えされている。この自然環境は、自らの回復能力により持続的に農業生産の機会を提供しているが、回復能力を超えた負荷によりその持続性は毀損される恐れがある。

本県ではこれまで、農業が他産業と同様に自然環境に負荷をかけていることを踏まえ、農業生産における環境負荷低減の取組みを推進してきた。具体的には、平成5年に「山形県環境保全型農業推進方針」を策定し、推進体制を構築しながら環境負荷軽減の取組みを展開してきた。また、平成17年からは、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくり（水田や畑の土を健康に保つこと）を行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らした農産物の生産に県内すべての地域で取り組む「全県エコエリア構想」を推進し、環境保全型農業の全県的浸透に取り組んできた。平成18年には「エコエリアやまがた推進指針」を策定してエコファーマーの推進に取り組むとともに、平成22年に「エコエリアやまがた農業推進プラン」を策定し、有機農業の拡大と定着に取り組んできた。

併せて、農業の近代化が効率優先の生産活動を可能にしたことで農産物の安全性が度々毀損されてきた経験を踏まえ、平成17年から、農薬の適正使用や出荷前残留農薬分析による農産物の安全性確保の取組みである「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」に積極的に取り組んできた。

さらに、平成30年度から山形県版GAP第三者認証制度を運営するとともに、国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP）の認証取得を支援するなど、農産物の安全性確保の取組みを起点としてGAP（農業生産工程管理）の手法の普及拡大に取り組んできた。

このような取組みを進めてきた一方で、地球温暖化等、地球規模での環境問題が表面化し、気候変動による影響が顕著に農業や日常生活に現れてきている。また、今後社会をけん引していく世代（ミレニアル世代）は、コロナ禍をはじめ、刻一刻変化する社会情勢を経験したことで、持続可能性を求める意識が高まっている。

このような現状のもと、農業生産において環境保全や農産物の安全性確保など社会的責任への取組みは一層重要性を増している。それと同時に、これらのことに真摯に取り組むことが山形県農業の新たな価値創造の契機となることも期待される。

この度策定する「やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画」は、全県エコエリア構想など、本県におけるこれまでの環境保全型農業推進の取組みを更に強力に進めるための方向性を示すものである。

2 計画の性格

本計画は、概ね10年間の県づくりの方向性を示す「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）に掲げた農林水産分野に関する政策展開の考え方や施策の方向性を踏まえ、その実行計画である「第4次農林水産業元気創造戦略」（令和3年3月策定）と連動するとともに、農業生産における環境

保全と県産農産物の安全性確保に一体的に取り組むことにより、本県農業が消費者に信頼される持続可能な産業として発展することを目的とする。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第4次農林水産業元気創造戦略」のプロジェクトと連動した進行管理とするため、令和6年度を目標年度とする3年間とする。

4 計画の進行管理

毎年、目標指標及び重要業績評価指数（KPI）の進捗状況等の整理・分析を行い、進行を管理する。なお、本県農業を取り巻く情勢の変化などにより内容の変更が必要な場合は、弾力的な対応を行う。

＜参考＞ 「持続可能な開発目標（SDGs）」実現への貢献



平成27年に国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。

貧困や格差の解消、教育など基本ニーズの充足、産業と技術革新、地球環境の保全などに関わる17の目標（ゴール）を設定し、取り組むものである。

政府も、SDGsのゴールの中で、「あらゆる人々の活躍の推進」や「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」など8つの優先課題を設定し、持続可能で、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでいくとしている。

令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画」における基本目標の考え方としている「県民一人ひとりの希望を実現して、真の豊かさ、生きがい・幸せを実感でき、持続的に発展する」共生社会、包摂性のある社会、「少子高齢化を伴う人口減少を乗り越える」社会を創っていくことは、SDGsの理念と軌を一にしている。

そのため、同計画に掲げた農林水産分野に関する政策展開の考え方や施策の方向を踏まえた「第4次農林水産業元気創造戦略」においても、世界共通の目標となるSDGsの理解を深め、また、そうした視点から本戦略を推進することにより、SDGs実現に貢献していく。

Ⅱ 基本方針と推進方向

1 基本方針

人と環境に優しい持続可能な農業を実現するため、これまで推進してきたエコファーマー制度から、特別栽培・有機農業の拡大について重点的に施策を展開する。

併せて、農産物の安全性確保、生産の安定化、リスク管理等に資する事項について一体的に取り組むため、GAP（農業生産工程管理）の普及拡大を図る。

2 推進方向

第1 農業生産における環境保全の取組みの推進

- (1) 有機農業の推進
- (2) 特別栽培の推進
- (3) 土づくりの支援
- (4) エコファーマーの推進

第2 農業生産における持続性確保の取組みの推進

- (1) GAP（農業生産工程管理）の推進
- (2) リスク管理体制構築の推進

第3 環境保全型農業に関する情報発信等

- (1) ホームページ、SNS 等による情報発信
- (2) 地域の消費者との交流・体験活動の実施
- (3) 県内販売店と連携した有機農産物等の販売会の実施
- (4) 人と環境に優しい持続可能な農業に関するコンクールの開催
- (5) 年次レポート等による環境負荷低減効果の公表
- (6) 啓発資料の作成及び配布

第4 環境保全型農業に関する技術開発・普及

- (1) 堆肥利用技術、農薬に頼らない防除技術等の開発
- (2) 有機農業技術の開発
- (3) 環境負荷低減効果の評価・検証
- (4) 技術資料の作成・配布

第5 関係機関との連携による各種事業の展開

- (1) 担い手の育成
- (2) 県産農産物のブランド化
- (3) 学校給食等を通じた食育活動の推進
- (4) 多面的機能の発揮
- (5) 耕畜連携による堆肥の利用促進

3 目標指標

目標指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
特別栽培農産物認証面積	14, 836ha	16, 836ha
有機農業の取組面積※	609ha	1, 050ha
有機認証取得農家数	117 戸	200 戸
国際水準G A P 認証件数	36 件	50 件

※ 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組み



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

Ⅲ 推進方向の実現に向けた具体的な取組み

推進方向 第1 農業生産における環境保全の取組みの推進

1 現状

【有機農業】

令和2年度における県内の有機農業の取組みとして、栽培面積は626ha（環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組み）、有機農産物のJAS認証取得農家数は113戸など全国上位に位置しているものの、横ばいから減少傾向で推移している。

面積が拡大しない主な理由は、高齢化や後継者がいないことによる「労力不足」や「離農」、新規取組者においては、「栽培技術の習得が困難」が挙げられる。

表 有機農業に取り組む栽培面積（単位：ha）

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	5か年平均
栽培面積	713	709	602	609	626	652

※環境保全型農業直接支払交付金対象の有機栽培面積

表 有機JAS認証面積・認証取得農家数

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	5か年平均
認証面積（ha）	281	285	280	276	267	278
認証取得農家数（戸）	157	153	157	122	117	141

※農林水産省調べ

【特別栽培農産物】

令和2年度における県内の特別栽培農産物の認証面積は14,729ha、認証取得農家数は、7,851戸（実戸数）であり、近年は横ばい傾向である。

平成22年にデビューした県オリジナル水稲品種「つや姫」の栽培要件となっていることや、農地・水・環境保全向上対策及び環境保全型農業直接支援対策の補助要件であることが取組維持の要因として挙げられる。一方、特別栽培による生産物の有利販売が難しいことが伸び悩みの要因として挙げられる。

表 特別栽培農産物認証面積・認証取得農家数

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	5か年平均
認証面積（ha）	15,044	15,347	15,221	14,837	14,729	15,036
認証取得農家数（戸）	8,681	8,518	8,525	8,100	7,851	8,335

【エコファーマー】

制度運用開始以降、各種支援事業の要件化等により取組みは増加していたが、平成23年度の10,066戸をピークに減少傾向が続いており、令和2年度の認定数（実農家戸数）は4,913戸である。

この理由として、認定を更新する際には、取組技術を新たに導入することが必要であり、長年認定を維持している農業者は、新たな技術の導入が困難になっていることが挙げられる。

表 年度別認定数

	H28	H29	H30	H31/R1	R2
認定数(実農家戸数)	7,284	6,732	5,837	5,250	4,913
認定数(累積新規数)	13,868	14,185	14,238	14,290	14,340

表 作物別認定数(実農家戸数)

年次	作物別										
	水稲	水稲+ 野菜	野菜	野菜+ 果樹	果樹	水稲+ 果樹	大豆	水稲+ 大豆	大豆+ 野菜	その他	合計
R2	2,170	388	1,175	52	612	152	18	31	15	300	4,913
R1/H31	2,353	477	1,129	57	682	159	18	33	17	325	5,250
H30	2,555	511	1,277	64	858	170	18	34	16	334	5,837
H29	3,122	556	1,431	78	896	177	27	45	20	380	6,732
H28	3,296	624	1,490	75	1,089	207	35	58	28	382	7,284

【土づくり】

「土づくり」に不可欠な堆肥や土壌改良資材の施用量は、農業生産現場での高齢化の進展や省力化の流れの中ですら減少傾向にあり、堆肥を例に挙げると、県内での施用面積は農地全体の約2割にとどまっている状況である。このような状況下において、県内の農地土壌の長期的なモニタリング調査では、水田土壌のpHが低下し、交換性塩基、可給態リン酸が減少する傾向が認められており、県内の農地の地力が総じて低下していることが推察される。

表 地域ごとの堆肥生産量及び施用量(平成30年度)

地域	堆肥 生産量 (t)	作付面積 (ha)	堆肥施用 面積 (ha)	施用面積 割合 (%)	堆肥 施用量 (t)	10a 当たり 施用量 (t/10a)
村山	117,844	25,507	4,872	19.1	76,479	1.6
最上	63,028	13,567	2,270	16.7	37,027	1.6
置賜	142,552	19,498	5,991	30.7	126,085	2.1
庄内	67,563	34,500	6,645	19.3	44,324	0.7
合計・平均	390,987	93,072	19,778	21.3	283,915	1.4

※施用面積割合＝堆肥施用面積÷作付面積、10a 当たり施用量＝堆肥施用量÷堆肥施用面積

2 課題

【有機農業】

有機農業は、雑草や病害虫への対応に加え、労働時間や生産コストが慣行栽培に比べ大幅に増加することから、取組面積を拡大するに当たり、これら問題に対応する技術の取得が必要である。

一方、地球温暖化やコロナ禍の経験を通して消費者の環境や安全安心に対する関心が高まっており、今後有機農産物等の消費拡大が期待されることから、品目及び生産量の拡大と流通体制の構築が必要である。

また、全国を取組みをみると、有機農業推進と連携した産地化、特産品開発等による地域ブランドの創出、食育、移住・定住促進等の地域活性化に向けた取組事例が多くあり、本県における有機農業を拡大するためには、同様の取組みを推進していくことが必要である。

【特別栽培農産物】

特別栽培は、販売上の付加価値に必ずしも繋がってはいないものの、取組規模や環境保全効果の観点から重点的に推進すべき分野であることから、農業者の取組みを一層進めていく必要がある。

【エコファーマー】

近年、環境保全型農業の取組水準が有機農業、特別栽培にシフトしてきていることや、認定更新に伴う導入技術が枯渇していることなどから認定取得は減少傾向にある。しかし、農業生産における環境保全の取組みの裾野を広げるために有効な制度であり、地域ぐるみのブランド化やPRにも活用されていることから、引き続き農業者の取組みを支援していく必要がある。

【土づくり】

農地土壌は農業生産の基盤であり、農地の生産力維持・向上に向けて耕畜連携による「土づくり」に取り組むことが必要である。

3 施策の展開方向及び具体的な取組み

(1) 有機農業の推進

ア 有機農業の担い手確保の促進

県庁及び各総合支庁に設置した「山形県有機農業相談窓口」及び県ホームページや「山形 eco (エコ) 農家」を通して、新たに有機農業に取り組む農業者等に対し情報提供を行う。

また、県内の有機栽培等に取り組む農業者等が組織する「山形県有機農業者協議会」や熟練有機農業実践者である「やまがた有機農業の匠 (以下、「匠」。）」との連携による指導の体制を強化する。

加えて、新たに有機農業に取り組む農業者等の視察や研修受講等を実施する。

【具体的な取組み】

- ・ 県ホームページ及び「山形 eco (エコ) 農家」への有機栽培を導入した場合の経営収支等有機農業に関する各種情報の掲載。
- ・ 技術実証・展示ほ等の設置、技術研修会等の実施等。

- ・「匠」等有機農業実践者と山形県有機農業相談窓口との連携による就農に向けた支援体制の構築。
- ・農業技術普及課や（公財）やまがた農業支援センター等の関係機関と連携した有機栽培に関する視察や研修受講の推進。
- ・普及指導員等を対象とした有機 J A S 認証制度、有機栽培技術に関する研修会実施による技術指導の強化。
- ・有機農業オープンフィールドでの技術研修会等を通じた有機農業志向者と有機農業実践者との交流機会の創出
- ・有機 J A S 認証取得支援、有機栽培用種子生産に対する支援等。

イ 有機農産物の品目及び生産の拡大と県内流通の促進

有機農産物の品目拡大に当たっては、後述する「技術の開発」により進めるとともに、生産量の拡大については、担い手の確保や技術の開発に加え、農地の集積・団地化が必要であるため、地域の理解を得ながら取り組んでいく。

また、有機栽培に取り組む農業者や生産組織の全国商談会等への出展支援により、全国への販路拡大を図る。加えて、県内における販路拡大に向け、食や健康への関心が高い消費者や子育て世代などが主な顧客である販売店等の実需者との商談会の実施や、小売関係者との連携による販売・飲食イベントを実施し、地域内流通・販売の促進を図る。

【具体的な取組み】

- ・国事業等を活用した有機農業の団地化の促進。
- ・ホームページ（山形 eco（エコ）農家）等による本県の有機農業の取組みや有機農産物の販売に関する情報発信。
- ・消費者交流事業（エコエリア農楽隊等）の促進。
- ・展示会、商談会（国際オーガニック EXPO 等）への出展支援や販売・飲食イベント（オーガニックファーマーズマルシェ等）の実施。

ウ 有機農業による地域活性化の取組促進

市町村等地域で行われる有機農業を核とした地域ブランド（有機農産物の特産品化・加工食品開発、飲食業等との連携等）や地域づくり（食農教育、学校給食、移住・定住促進等）の取組みを促進するため、全国の優良事例に関する資料配布やフォーラム等を開催する。併せて、活用可能な補助制度・制度資金等の情報を収集、整理した資料を作成し、情報を提供する。

【具体的な取組み】

- ・有機農業推進フォーラムの開催。
- ・有機農業の産地づくり等地域単位で活用できる国庫事業に関する情報提供。

エ 有機農業に関する全国的な交流の促進

有機農業を生かした地域振興に取り組む市町村や関係機関の交流・連携を目的とした全国組織への参画及び研修参加による情報共有を促進する。

【具体的な取組み】

- ・有機農業推進全国組織（自治体ネットワーク等）や同組織の研修等行事に関する情報提供と参画への誘導。

（2） 特別栽培の推進

ア 特別栽培農産物認証の取得促進

特別栽培の認証取得促進に当たっては、農業者を対象とした特別栽培農産物認証制度説明会を定期的を開催し、普及拡大を促進する。

また、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準となる化学肥料の窒素成分量及び化学合成農薬の使用回数等の見直し等認証拡大に向け、制度を整備する。

併せて、特別栽培認証の手続きを適宜見直し、申請の簡素化、情報管理の厳格化、ガイドラインの表示のしやすさ等の改善を進めることにより、農業者が特別栽培認証を申請しやすい環境を整備する。

【具体的な取組み】

- ・特別栽培農産物認証制度説明会の実施。
- ・「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準となる慣行レベルの見直しや品目拡大。
- ・申請及び申請内容のチェックが容易である「簡易申請システム」の構築。

イ 環境保全型農業直接支払交付金活用による取組みの促進

環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと併せて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する事業である。

同交付金の取組拡大のため、市町村との連携により農業者等への制度の周知を図る。

併せて、環境保全効果の高い営農方式に関する情報収集に努め、同交付金の地域特認メニューの拡充等を行う。

【具体的な取組み】

- ・環境保全型農業直接支払交付金制度に関する説明会・研修会の開催等による農業者や市町村への情報提供。
- ・地域特認取組のメニュー拡充に向けた技術の検討・調査等の実施。

（3） 土づくりの支援

ア 国庫事業を活用した土づくりの促進

国庫事業を活用し、牛ふん堆肥等の実証的な活用を支援することにより、継続的な土づくりの実施とそれによる県内農地の地力維持向上に結び付ける。

具体的には、堆肥が施用されておらず地力が低下しているほ場における堆肥の実証的活用に対する支援、堆肥等有機性資源の活用による生産性の維持増進と化学肥料代替の取組みに対する支援などの事業について農業者に周知するとともに活用を促していく。

【具体的な取組み】

- ・土づくりに関する国事業の説明会、研修会の開催等による農業者や市町村への情報提供及び活用促進。

イ 全国推進組織への参画による情報収集

土づくりに関する全国推進組織に県が参画し、土づくりに関する情報収集を行うとともに、国や他の自治体との連携により科学的データに基づく土づくりのための仕組み作りに取り組む。

【具体的な取組み】

- ・土壌分析データの提供による土壌診断システム開発への参画。
- ・土づくりに関する情報収集。

(4) エコファーマーの推進

エコファーマーの認定の継続を希望する農業者に対しては、引き続き同制度に基づき、土壌分析・栽培指導による技術支援や有利な融資制度の利用促進により支援していく。

【具体的な取組み】

- ・エコファーマー認定・更新に向けた支援。
- ・土壌分析値の活用及び栽培指導。



【「やまがた有機農業の匠」認定証交付式】（平成 29 年6月）



【山形県有機農業者協議会主催「有機農業圃場検討会」】



【トマト・ミニトマト栽培における「健康な土づくり」研修会】



推進方向 第2 農業生産における持続性確保の取組みの推進

1 現状

GAPについては、農林水産省の農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインに準拠する「山形県版GAP」を平成28年度から「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」に導入するとともに、平成30年度からは第三者認証制度を構築・運用しており、令和4年2月現在認証件数は30件（175農場）となっている。

また、国際水準GAP（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAP）の認証件数は、GLOBAL G. A. P. は1件25農場、ASIAGAPは6件6農場、JGAPは30件47農場となっている。

2 課題

本県における人と環境に優しい持続可能な農業の推進には、これまでの化学肥料・化学合成農薬低減による環境保全の取組みに加え、廃棄物の処理等も含めた広義の環境保全や農産物安全性確保の取組みを進めていくことが必要である。

併せて、特に留意すべき農業生産におけるリスクについて、農業者への周知等によりリスク管理の徹底を図る必要がある。

3 施策の展開方向及び具体的な取組み

(1) GAP（農業生産工程管理）の推進

ア GAPの指導體制の強化

普及指導員等のスキルアップを図りながら、指導體制を強化する。

【具体的な取組内容】

- ・ JGAP指導員基礎研修、国際水準GAP模擬審査等の実施。

イ 国際水準GAPの導入及び認証取得の啓発

農業者を対象に、GAPに関する基礎知識の習得や認証取得に向けた具体的な取組み、認証審査の審査ポイントについて学ぶ研修会を開催し、GAPの取組み及び認証取得の啓発を行う。

また、県と関係機関・団体が連携して技術的支援を行うとともに、国庫事業を積極的に活用しながら、認証取得を促進する。

【具体的な取組内容】

- ・ 農業者を対象にしたGAP基礎研修、認証取得ガイダンスの開催。
- ・ 農業者を対象としたGAP第三者認証取得に向けた技術指導等。
- ・ GAP第三者認証取得に活用できる国庫事業等に関する情報提供。

ウ 農林大学校等の学生や幅広い世代の就農希望者等に対する教育の推進

次代の本県農業を担う農林大学校・農業高校の学生や幅広い世代の就農希望者等に対し、GAPについて学習する機会を提供する。

【具体的な取組内容】

- ・農林大学校等におけるGAPに関する講義の実施。
- ・農業高校を対象としたGAP第三者認証取得に向けた技術指導等。

エ 環境保全型農業直接支払交付金の活用によるGAPの取組み推進

GAPの実施が同交付金の付帯要件となっていることから、交付金を活用する農業者に、国際水準GAPの周知と実効的な取組みを促進する。

【具体的な取組内容】

- ・環境保全型農業直接支払交付金を活用する農業者に対するGAP講習会の開催。

(2) リスク管理体制構築の推進

ア 地下水の硝酸態窒素対策

「地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に含まれていることから、県では平成11年度以降、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を常時監視し公表している。

主な汚染原因の一つとして農業生産における過剰施肥が挙げられているため、土壌診断に基づく適正施肥の指導を行うとともに、環境負荷の少ない施肥技術の普及を進める。

【具体的な取組内容】

- ・地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のモニタリング調査の実施。
- ・土壌診断に基づく適正施肥の指導等。

イ 農業廃棄物の屋外燃焼行為の規制

平成13年から廃棄物処理法の一部改正が施行され、やむを得ない場合の例外措置を除いて廃棄物の屋外焼却は禁止されている。県においても、条例により廃棄物の屋外焼却を規制することで、大気汚染又は悪臭により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることがないように定めている。

このため、県では、農業者に対し、農作物残さなどの資源利用や焼却処分場での適正な処理について、啓発及び指導等を行う。

【具体的な取組内容】

- ・技術資料配布による農作物残渣などの資源利用、適正処理に関する指導の実施。

ウ 食品衛生法の遵守

農産物等の食品については、食品衛生法により、事業者が販売食品等の安全性の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととなっている。

農業生産における食品衛生法上のリスクは、化学合成農薬の残留基準値超過、有害化学物

質の基準値超過などが挙げられる。農業現場においてこれらリスク管理が完遂されるよう、各種協議会の設置や指導体制の構築に取り組むとともに、JAなど関係団体と連携した対策の周知を図る。

【具体的な取組内容】

- ・カドミウム基準値超過米の生産・流通防止対策の実施。
- ・農薬適正使用・残留農薬出荷前分析等による農作物安全性確保の推進。

エ 農作業安全

農業は業種別にみても事故発生率が高い傾向にあり、事故防止対策は非常に重要である。県としては、農作業安全対策の啓発を図るとともに、農作業安全に関する指導者を育成し、指導体制の強化を図る。

【具体的な取組内容】

- ・農作業安全キャラバン等の広報活動の実施。
- ・資料配布やホームページ等各種媒体を用いた情報提供。
- ・GAP指導を通じた農作業安全確保の推進。
- ・農作業安全指導員研修の開催。



【GAP指導員育成研修会・JGAP模擬審査】



【生産者対象のGAP基礎研修会】

推進方向 第3 環境保全型農業に関する情報発信等

1 現状

消費者の環境に配慮した農産物に対する認知度は、有機農産物に関しては高いものの、特別栽培農産物及びエコファーマーが生産した農産物では依然低い状況である。

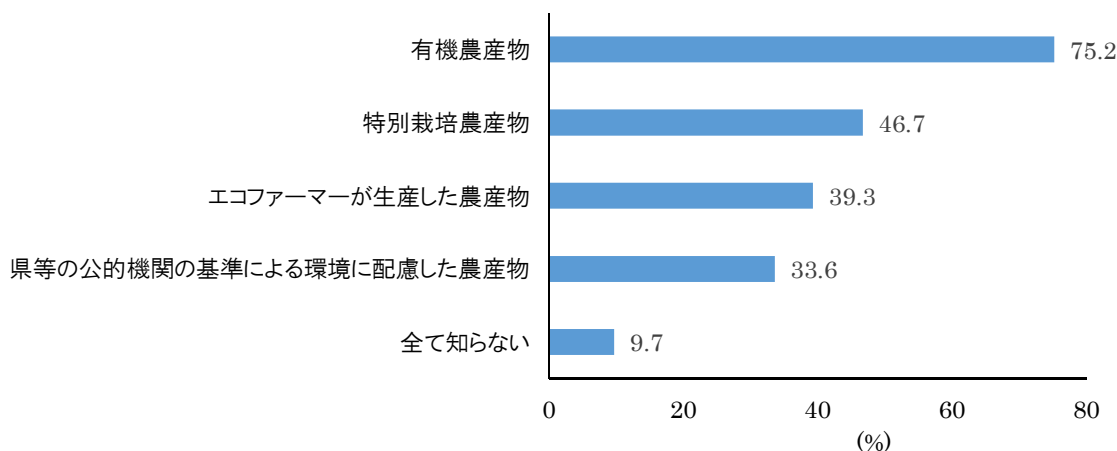


図 環境に配慮した農産物の基準値についての認知度(複数回答)

出典:H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」(農林水産省)

一方、消費者は、環境保全型農業に関する知識(取組内容や環境保全に関する効果等)を得ると、この栽培方法により生産された農産物に対する関心が高まると考えられる。

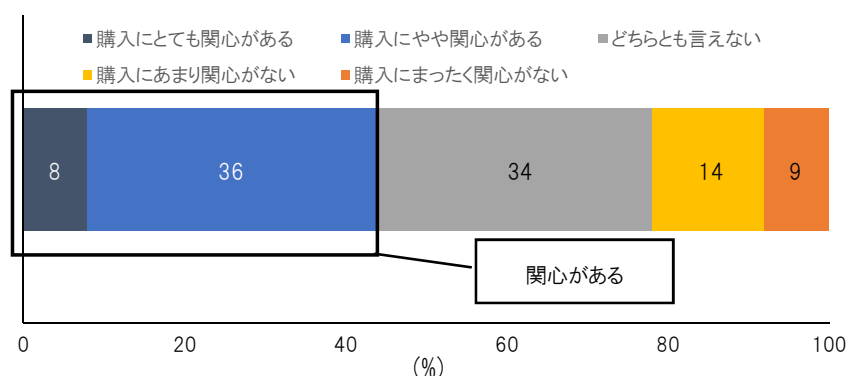


図 購買意欲

(あなたは、環境保全型農業の取組を知ったうえで、有機農産物を買うことにどれくらい関心を持ちますか)

出典:H30年度「環境保全型農業に対する消費者意識」(農林水産省)

2 課題

消費者の環境保全型農業の取組に対する理解醸成と購買意欲喚起に向けて、各種媒体(SNS、ホームページ等)や農作業体験イベント等を通じた情報提供の頻度を高めるなど、情報提供をより積極的に行う必要がある。

3 施策の展開方向及び具体的な取組み

(1) ホームページ、SNS等による情報発信

有機農業をはじめとした環境保全型農業の情報発信拠点として運営しているホームページ「山形 eco (エコ) 農家」の内容を充実させるとともに、今後は、人と環境に優しい持続可能な農業に関する普及指導活動、農業者と消費者との交流活動、各種イベントの様子や行事告知などをリアルタイムに掲載することで、消費者等への理解を促進する。

【具体的な取組内容】

- ・「山形 eco（エコ）農家」ホームページの運営管理。
- ・ SNS を活用した人と環境に優しい持続可能な農業に関するリアルタイムな情報発信。

(2) 地域の消費者との交流・体験活動の実施

有機農業をはじめとする環境保全型農業やGAPに先進的に取り組む農業者と消費者との交流及び農作業を体験する企画を実施し、環境保全型農業に対する消費者や実需者の理解促進を図る。

【具体的な取組内容】

- ・ 人と環境に優しい持続可能な農業に関する体験ツアー（エコエリア農楽隊）の実施。

(3) 県内販売店と連携した有機農産物等の販売会の実施

県産有機農産物等の販売やPRを通して、有機農業をはじめとした本県で取り組まれている人と環境に優しい持続可能な農業に対する理解醸成と、これによって生産された県産農産物の消費拡大を図る。

【具体的な取組内容】

- ・ 県内販売店、飲食店等と連携した販売イベント（オーガニックファーマーズマルシェ）や企画の実施。

(4) 人と環境に優しい持続可能な農業に関するコンクールの開催

県内の優良事例の取組みを全国に発信するとともに、県内の農業者が追随して取り組むような情報を提供する。

【具体的な取組内容】

- ・ 人と環境に優しい持続可能な農業に関する県内コンクールの実施。
- ・ 人と環境に優しい持続可能な農業に関する全国コンクールへの県内事例の推薦。
- ・ 「山形 eco（エコ）農家」等を活用した受賞団体の取組みに関する情報発信。

(5) 年次レポート等による環境負荷低減効果の公表

環境保全型農業直接支払交付金の県内での実施状況を基に、農業生産による温室効果ガス低減効果の解析や、ほ場調査による生物多様性保全効果の検証を行い、これら環境保全効果について公表する。

【具体的な取組内容】

- ・ 農業生産における環境保全の取組みによる温室効果ガス低減、生物多様性保全効果に関する資料の作成及び県ホームページ（山形 eco（エコ）農家）等による公表。

(6) 啓発資料の作成及び配布

本県における人と環境に優しい持続可能な農業の取組みについて県民に十分理解してもらうため、分かりやすい情報提供資料を作成し、各種機会を捉えて提供する。

県農林水産祭や、環境・食育・子育てなどの各種イベントにおいて、ブースを設置して来場者に説明を行うことで、本県の農業における環境保全と農産物安全性確保の取組みをPRし、消費者理解の促進を図る。

【具体的な取組内容】

- ・リーフレット等の作成。
- ・消費者理解促進に向けた各種イベントにおける資料配布。
- ・広報等の各種媒体を積極的に利用した情報発信。



【山形eco（エコ）農家ホームページ】



【オーガニックファーマーズマルシェ】



【有機農業推進フォーラム】



【エコエリアやまがた推進コンクール】



【バスツアー「エコエリア農業隊（のうがくたい）」】

推進方向 第4 環境保全型農業に関する技術開発・普及

1 現状

有機農業や特別栽培は、化学的に合成された農薬や肥料を用いる慣行栽培に比べ、病虫害や雑草等により品質や収量が低下しやすいとともに労働時間の増加といった問題を抱えており、このことが特に慣行栽培から有機栽培への取組転換初期に大きな阻害要因となり、面積拡大が進まない状況となっている。

県ではこれらの問題解決を図るため、水稻や露地野菜を中心とした栽培技術の開発とその体系化を進めるとともに、生産現場に導入されている技術の科学的な評価検証を進め、平成29年には水稻、翌平成30年には、えだまめの有機栽培マニュアルを作成した。

2 課題

消費者の健康や安全・安心に対する関心の高まりを受け、人と環境に優しい持続可能な農業によって生産された農産物への需要が高まっており、このニーズに応えていくためには、野菜の有機栽培技術開発や省力的な水稻有機栽培技術の普及に取り組み、産地としての評価を確保する必要がある。

3 施策の展開方向及び具体的な取組み

(1) 堆肥利用技術、農薬に頼らない防除技術等の開発

持続性の高い農業生産の技術開発に当たっては、「山形県農林水産研究開発方針」（令和3年8月改訂）に基づき、産学との共同研究を含め県内各研究機関における技術開発を効果的に進めるとともに、開発された技術は、各地域における実証等の成果を踏まえながら、農業技術普及課や関係団体・機関を通して速やかに生産現場に普及させる。また、技術導入後は、生産現場で発生する課題の対処等、技術が定着するまでのフォローアップを行う。

【具体的な取組内容】

- ・堆肥等有機質資源利用技術、農薬に頼らない防除技術（IPM）等の開発。

(2) 有機農業技術の開発

山形らしい特色があり、気候風土に合った栽培しやすい野菜を順次選定し、それぞれの品目について有機農業特有の土づくりによる栽培技術の確立を図る。また、水稻においては有機栽培に関する新技術導入及び効率化を推進する。

【具体的な取組内容】

- ・対象品目の拡大に向けた野菜有機栽培技術（雑草防除、育苗技術）開発。
- ・有機農業に導入しやすい品目の検討。
- ・有機農業オープンフィールド等の技術実証・展示ほを活用した乗用除草機等今後の現場導入拡大が期待される水稻有機栽培技術の効果検証。

(3) 環境負荷低減効果の評価・検証

人と環境に優しい持続可能な農業の実践による環境負荷低減効果を定量的に把握し、公表することにより、消費者理解を促進することが必要であることから、展示場における生息動植物調査等により、生物多様性保全効果の評価・検証を行う。

【具体的な取組内容】

- ・ 土壌による二酸化炭素蓄積量の調査。
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金活用ほ場における生息動植物調査。

(4) 技術資料の作成・配布

県ではこれまで、エコファーマー制度の中で持続性の高い生産方式の提示、IPM技術の提示などにより土づくりと化学肥料、化学合成農薬低減技術の取組みを進めてきた。これらの技術の現場普及は今後も進める必要があることから、継続的な技術の導入拡大に向けた指導資料の作成と配布に取り組む。併せて、新たに開発された有機農業技術に関するマニュアルを作成し配布する。

これら技術情報の発信については、資料の配布に加え、動画配信サービス等も積極的に活用する。

【具体的な取組内容】

- ・ 山形県持続性の高い農業生産方式の導入指針の改定および現場活用の促進。
- ・ 有機農業に関する各種品目の栽培マニュアル（経営モデル指標を含む）の作成。
- ・ 農業情報サイト「やまがたアグリネット」ホームページでの動画発信。



【有機農業技術の試験ほ場（県農業総合研究センター）】



【環境保全型農業直接支払交付金活用ほ場における生息動植物調査】

推進方向 第5 関係機関との連携による各種事業の展開

1 現状

本県における農業振興施策は、本計画に掲げる農業生産における環境保全と農作物安全性確保の推進のほか、農業の担い手育成・確保支援、県産農産物のブランド化、食育・地産地消の推進、中山間地の持続的農業・農村づくり等の視点で全方向的に取り組まれている。

具体的には、農業の担い手育成・確保支援については就農意欲の喚起から就農定着、経営発展までの各段階に応じたワンストップサービスによる支援の実施、県産農産物のブランド化については「つや姫」や新品種「雪若丸」等の県産米のブランド化戦略、農林水産業が盛んな地域としての山形ブランドの全国発信の取組み等である。

これらの取組みそれぞれに環境保全と農作物安全性確保は関係していることから、各担当部署との情報交換や連携を図りながら施策を展開している。

2 課題

今後、農業生産における環境保全と農作物安全性確保の取組みが一層重要性を増すことから、関係機関と連携を強化することにより、相乗的に山形県農業の振興を図る必要がある。

3 施策の展開方向及び具体的な取組み

(1) 担い手の育成

農林水産省の調べでは、新たに農業に取り組もうとする者の約3割が有機農業を志向するなど、環境に配慮した農業への関心が高いことが指摘されており、このような動向を県内での就農・定着につなげることにより本県の人と環境に優しい持続可能な農業が拡大し、もって本県農業の活性化に結び付くことが期待される。

このため、農林関係部署や、農業の担い手育成・確保支援に取り組む関係団体との連携により、希望者に県内の有機農業をはじめとした環境保全型農業に関する情報提供を行うなどして就農機会を提供する。

(2) 県産農産物のブランド化

特別栽培を要件としている「つや姫」、GAPの取組み等を要件としている「雪若丸」のブランド戦略や米づくり運動等の施策と連携して消費者の評価獲得を図る。

また、県産農産物のPRにおいて、環境保全の取組みやGAPの実践等を発信するなど、「人と環境に優しい持続可能な農業の実践」を県産農産物のブランド力強化に活用していく。

(3) 学校給食等を通じた食育活動の推進

食育活動に取り組む関係者の環境保全型農業や農作物安全性に対する関心の高さから、人と環境に優しい農業を実践する農業者が参画した田んぼの生き物調査や、地元有機農産物を利用した学校給食の取組みが各地で行われている。このような学校をはじめ「こども食堂」等地域の拠点における食育関係者と農業者とのマッチングや活動のPRなどにより、活発な食育活動が展開されるよう支援する。

(4) 多面的機能の発揮

農業生産は、農産物の供給の機能以外に、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の機能を有しており、これらは国民全体が恩恵を受けている。

このため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく支援策が実施されており、環境保全型農業直接支払交付金もその一つに位置付けられている。その他、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金も連動した支援策となっていることから、各制度の担当部署との連携を図ることにより、本県における農業の多面的機能の相乗的な発揮を促進する。

(5) 耕畜連携による堆肥の利用促進

堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを推進するため、良質な堆肥等を安定的に生産・供給する体制整備、堆肥の需給・流通の実態把握と情報発信、耕種農家と畜産農家が連携した堆肥需給調整の仕組みづくりや散布組織等の育成を行い、農業生産における地域資源循環の取組みを推進する。



【食農体験推進事業（親子で食農体験！「さといも掘って、採って、芋煮をつくろう！」）】



【小学校における有機栽培出前授業（鶴岡市）】



【有機農業交流学习（有機農産物を使用した学校給食の提供）（新庄市）】

IV 推進体制

1 人と環境に優しい持続可能な農業の実現に向けた第三者委員会の設置

本計画による施策の推進に当たり、学識経験者、消費者、農業者、関係団体で構成する第三者委員会により具体的推進施策を検討するとともに、施策の進行管理を行う。

県では、関係各課及び関係機関との密接な連携により、環境保全と農産物安全性確保を起点とし、担い手育成や県産農産物のブランド化、食育、食品衛生等関連する取組みの情報共有を図るとともに、適宜連携した事業を実施するなどして、効果的に施策を展開する。

2 部会の設置

上記第三者委員に加え、有機農業やGAPの取組み推進など、本計画に含まれる事項について特に協議が必要な場合には、適宜部会を設置し、専門的な協議を行う。

3 地域ごとの推進体制の構築

従来の環境保全型農業の推進に当たっては、地域ごとに環境条件や栽培品目などが異なるため、例えば有機農業の取組みに地域差があるなど、これまでの枠組みでは必ずしも全県で足並みのそろった推進施策を展開できなかった。

しかし、人と環境に優しい農業の実現という課題は県内共通のものであり、地域ごとの環境条件や栽培品目に適合した手法を選択することで、その目標は達成可能である。

このため、県内各ブロックにそれぞれ市町村、農協等関係団体と一体となった推進体制を構築し、地域ごとの取組みの活発化を促すとともに、各市町村における取組みも推進するため、各種施策の展開を働きかける。

4 全国的な推進組織への参画

土づくりや有機農業等、人と環境に優しい持続可能な農業の推進に関係する全国組織に積極的に参画し、情報収集等に取り組むことにより、本県における取組みの加速化を図る。



【エコエリアやまがた推進協議会】

V 第4次山形県農林水産業元気創造戦略の概要（関連PJ抜粋）

プロジェクト名	プロジェクトの方向性
農業の担い手育成・確保支援	意欲ある新規就農者の確保や育成のため、動機づけから就農、定着、経営発展までの各段階に応じた支援を行うとともに、地域の実情に応じた受け入れ態勢づくりや異業種からの農業参入、積極的な情報発信を推進する。
中山間・棚田地域持続的農地保全・振興	集落の話し合いを踏まえた集落の将来像や行動計画の作成等により、担い手と農地の利用・保全の課題を解決する。また、良好な景観形成など魅力ある地域資源を有する棚田地域において施策横断的な取組みを促進する。
持続可能な農業生産推進	環境保全型農業を県内全域に拡大させるため、特別栽培農産物の認証取得など、農業者への支援策を講じるとともに、環境保全効果の根拠データの公表等により、消費者の理解醸成に取り組む。 県産農産物の安全・安心確保に向けた取組みレベルと、輸出ポテンシャルの向上につながる、国際水準GAP等の導入と認証取得を積極的に推奨する。
県産米ブランド化推進	売れる米づくりに向けて、「つや姫」や「雪若丸」等の県産米ブランド化戦略を構築し、戦略に基づいた生産・流通・販売を展開する。
「おいしい山形」推進	消費者の理解と共感を醸成するコミュニケーションの充実強化と「農林水産業が盛んな地域」の産地イメージと結びついた「山形ブランド」の全国への発信強化に取り組む。
県産農産物等販路拡大	マーケットインの視点による大消費地への県産農林水産物等の販路拡大、有利販売に結びつく輸送における品質保持システムの導入状況や市場外流通等の実態を把握し、生産者等の販路開拓を支援する。
食育・地産地消推進	子どもから大人まで、地域の農林水産物や郷土料理を味わう経験等を通して、地域の「農」と「食」に対する理解を深めるとともに、県産農林水産物の利用拡大、将来的な若者の県内定着・回帰につながる食農教育と地産地消を推進する。 また、食農教育と地産地消の推進により、子どもから大人までエンカルの消費行動を喚起し、SDGsの目標達成に貢献していく。
県産農産物等輸出拡大	本県食文化等の発信と併せた県産農産物・加工品の海外市場における販路開拓と業務用等の新たな分野への取引拡大を推進する。 新規輸出先国の開拓、既存輸出先国における販路拡大に向けた事業を展開する。 生産者や輸出事業者等が輸出するうえで抱えている課題の解決に向けた対策の構築と支援等の強化に取り組む。

VI 参考資料

表 特別栽培農産物認証面積及び取得農家数

(1) 認証面積 (単位: ha)

地域	品目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
村山	水稲	2,048	2,039	2,046	2,213	2,402	2,468	2,549	2,510	2,522
	大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	果樹	7	8	7	11	11	11	12	12	12
	野菜	5	2	1	1	1	1	0	0	0
	小計	2,061	2,049	2,054	2,225	2,414	2,480	2,561	2,522	2,534
最上	水稲	1,078	1,033	1,047	1,081	1,148	1,168	1,158	1,056	1,022
	大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	果樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野菜	8	4	4	4	2	4	4	3	2
	小計	1,086	1,037	1,051	1,085	1,151	1,172	1,162	1,058	1,024
置賜	水稲	3,206	3,275	3,203	3,352	3,574	3,521	3,504	3,409	3,428
	大豆	38	18	17	17	20	26	21	16	16
	果樹	4	5	6	4	4	4	4	3	3
	野菜	3	0	0	1	0	0	0	0	4
	小計	3,251	3,298	3,225	3,374	3,598	3,551	3,529	3,429	3,451
庄内	水稲	7,475	7,397	7,226	7,503	7,769	8,039	7,875	7,756	7,654
	大豆	37	43	39	43	48	48	33	18	20
	果樹	15	15	15	16	16	15	16	16	15
	野菜	59	52	41	45	50	42	44	37	30
	小計	7,586	7,506	7,322	7,607	7,882	8,144	7,969	7,827	7,719
県計	13,984	13,890	13,652	14,290	15,044	15,347	15,221	14,837	14,729	

※県農業技術環境課調べ

(2) 認証農家数 (実農家数: 戸)

地域	品目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
村山	水稲	1,507	1,496	1,474	1,508	1,663	1,697	1,809	1,760	1,635
	大豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	果樹	9	9	8	8	8	8	8	7	8
	野菜	9	8	6	6	6	5	4	4	3
	小計	1,525	1,513	1,488	1,522	1,677	1,710	1,821	1,771	1,646
最上	水稲	911	846	847	822	871	872	896	808	727
	大豆	0	0	1	1	1	1	0	0	0
	果樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野菜	18	15	15	12	8	10	7	7	7
	小計	929	861	863	835	880	883	903	815	734
置賜	水稲	1,806	1,862	1,792	1,863	1,993	1,951	1,942	1,830	1,776
	大豆	32	21	12	12	10	14	9	8	9
	果樹	16	16	17	16	17	17	16	14	14
	野菜	1	0	0	1	1	1	1	6	13
	小計	1,855	1,899	1,826	1,892	2,021	1,983	1,968	1,858	1,812
庄内	水稲	4,043	3,862	3,614	3,813	3,939	3,844	3,737	3,574	3,598
	大豆	28	28	26	24	24	23	17	8	7
	果樹	24	24	24	24	24	24	25	22	20
	野菜	113	78	66	57	116	51	54	52	34
	小計	4,208	3,992	3,730	3,918	4,103	3,942	3,833	3,656	3,659
県計	8,517	8,265	7,907	8,167	8,681	8,518	8,525	8,100	7,851	

※県農業技術環境課調べ

やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画

表 本県の有機 JAS 認証面積・認証取得農家戸数の推移 (面積: ha、農家数: 実戸数)

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1
面積	299	314	334	339	338	304	281	285	280	276	267
農家数	170	183	178	178	173	165	157	153	157	122	117

※農林水産省調べ

表 環境保全型農業直接支払交付金における「有機農業」の取組面積の推移 (ha)

地域		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
村山	東南村山	9.0	8.3	7.3	7.2	7.5	7.0	6.5	7.2	7.6
	西村山	13.9	82.3	74.8	67.9	71.3	71.8	72.0	73.7	74.0
	北村山	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	小計	22.9	90.6	82.8	75.8	79.5	79.5	79.2	81.6	82.3
最上		6.7	224.8	235.7	238.7	252.3	237.2	147.0	156.9	175.4
置賜	東南置賜	191.4	188.0	178.3	159.0	179.5	176.8	166.2	166.3	161.9
	西置賜	10.1	40.6	25.0	38.7	24.5	23.9	22.0	21.9	20.3
	小計	201.5	228.6	203.3	197.7	204.0	200.7	188.2	188.2	182.2
庄内	庄内	111.7	122.1	118.3	116.9	105.6	118.6	119.4	113.7	125.6
	酒田	73.0	76.3	79.9	67.2	71.6	72.7	68.0	69.1	60.2
	小計	184.7	198.4	198.2	184.1	177.2	191.3	187.4	182.8	185.8
県合計		415.8	742.4	720.0	696.3	713.0	708.6	601.8	609.5	625.6

※県農業技術環境課調べ

表 エコファーマーの認定農家数の推移 (取組第1位品目別)

品目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
水稻	4,531	4,941	4,319	4,030	4,054	4,078	4,262	3,997	3,399	3,132	2,788
麦類	0	0	1	2	2	2	2	2	1	1	1
豆類	98	80	74	80	77	67	61	47	35	34	33
いも類	0	0	11	13	9	8	3	3	2	2	6
野菜	2,546	2,333	2,077	1,930	1,837	1,746	1,634	1,547	1,396	1,261	1,282
葉茎菜類	696	652	566	553	567	524	493	507	484	399	376
果菜類	1,810	1,643	1,495	1,361	1,256	1,207	1,125	1,024	898	849	895
根菜類	40	38	16	16	14	15	16	16	14	13	11
果樹	2,623	2,600	2,558	1,850	1,562	1,380	1,167	974	862	676	672
茶等工芸作物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
花き	112	110	95	73	74	68	96	107	103	104	92
その他	2	2	23	53	50	50	59	55	39	39	39
合計	9,912	10,066	9,158	8,031	7,665	7,399	7,284	6,732	5,837	5,250	4,913

※県農業技術環境課調べ

やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画

やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画の概要

政策推進上の課題

- 農業は、必要不可欠な食料供給機能と、国土保全等の多面的機能を有しており、これらの十分な発揮や維持増進が求められている。
⇒ 農業生産における環境保全と食品安全など社会的責任を生産者が自主的に実践することが必要。
- 地球規模の環境問題、食品の安全性に係る問題の表面化、昨今のコロナ禍等を経験し、消費者の環境問題や食品安全への関心が高まっている。
⇒ 環境保全と食品安全の取組みを効果的に実施するための GAP（農業生産工程管理）手法の導入促進が必要 ※GAPの取組項目：食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉、農場経営管理
⇒ 県内農業者による温暖化防止、生物多様性保全の取組みやその効果を消費者に伝達することが必要。

食料・農業・農村基本法の基本理念（国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展）の実現

- ・食料の安定供給の確保（良質な食料の合理的な価格での安定供給など）
- ・多面的機能の十分な発揮（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等）
- ・農業の持続的な発展（自然循環機能の維持増進等）
- ・農村の振興（農業の生産条件の整備等）

これまでの取組みにおける問題点の分析及び対応

これまでの取組みにおける問題点

- 有機農業の取組面積は縮小傾向
⇒ 高齢化に伴う離農や生産者当たりの栽培面積の減少
- 特別栽培の取組面積は横ばい
⇒ 環境保全型農業直接支払交付金の活用により拡大（～H24）。それ以降は変動無し。
- エコファーマーの認定農家戸数は減少傾向
⇒ 認定更新の繰り返しにより更新時に求められる導入技術の追加が困難。
- 環境保全型農業に対する消費者認知度が低い
⇒ 有機農業を含めた環境保全型農業の栽培基準の理解が不十分。

これまでの全県エコエリアやまがた農業推進プラン

- 【基本的な考え方】
 - 畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らした農作物の生産を県内すべての地域で推進
 - 環境と調和した自然共生型の農業の展開
- 平成29年 推進プラン改定（有機農業の重点化）
 - ・環境と調和した持続的展開
 - ・有機農業の拡大と定着
 - ・情報発信と消費者理解の促進
- 平成22年 推進プラン策定（有機農業の位置付け）
 - ・地球温暖化防止と生物多様性保全に向けた取組の推進
 - ・「全県エコエリア構想の推進（有機農業を項目化）」
 - ・農業・農村の多面的機能の維持・向上と公益機能の発揮
 - ・消費者と生産者の共感の醸成
- 平成21年 全県エコエリア構想推進アクションプログラム
 - ・環境保全型農業推進に係る具体的施策、推進指標と目標値の策定
- 平成18年 推進方針策定（エコファーマーの推進）
 - ・環境と調和した持続性の高い農業生産方式の導入
 - ・堆肥等有機性資源の利活用促進
 - ・安心感のある農産物供給の促進
 - ・多面的機能の維持・増進

中長期的な情勢の変化への対応

- 農業を巡る情勢の変化
- 温暖化による気候変動・大規模自然災害の増加
- コロナ禍を契機とした消費者ニーズ・農産物生産の変化
- SDGs（持続可能な開発目標）への対応（～2030）
- みどりの食料システム戦略への対応（～2050）
- 高齢化や人口減少の進行

【計画の目的】

環境保全と農産物の安全性確保について一体的に取り組むことにより、山形県農業が消費者に信頼される持続可能な産業として発展。

【計画の位置付け】

「第4次山形県総合発展計画」及び「第4次農林水産業元気創造成造戦略」と連動した持続可能な農業に取り組む計画として位置付け。

【計画の期間】

令和4年度～令和6年度までの3か年

第4次山形県総合発展計画

- 政策の柱5 未来に向けた発展基盤となる国土の整備・活用
- 政策3 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
- ⇒ 環境保全型農業の普及

第4次農林水産業元気創造成造戦略

- 基本戦略2 元気あるしなやかな農村の創造
- 5 環境保全型農業
- ⇒ 環境保全型農業の全農的拡充、環境保全型農業に対する消費者の理解醸成

みどりの食料システム戦略

【具体的な取組（抜粋）】

- 調達・資材・エネルギー調達における脱炭素・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- 生産・イノベーション等による持続的生産体制の構築
- 加工・流通・ミレニウムの持続可能な加工・流通システムの確立
- 消費・環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
- 【2050年までに目指す姿（抜粋）】
- 農林水産業のCO2削減率の50%削減
- 農林水産業のCO2削減率の50%削減
- ・化学農薬の使用量（リスク換算）を50%削減
- ・輸入原料や化石燃料を燃料とした化学肥料の使用量を30%削減
- ・有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大

推進目標（KPI） 目標年度：令和6年度

目標指標	現状値 (R1)	指標値(工程)		
		R4	R5	R6
特別栽培認証面積 (ha)	14,800	16,000	16,400	16,800
有機農業取組面積 (ha)	609	874	961	1,050
JAS有機認証農家数(戸)	117	167	183	200
国際水準GAP認証件数(件)	36	42	46	50

【推進体制】

- エコエリアやまがた推進協議会事務局 構成メンバーによる効果・効果的な事業の推進。⇒ 役割分担の明確化
- 農業技術環境課 ⇒ 事業の進行管理、全体調整等
- 総合支庁 ⇒ 地域ブロック会議の開催、生産者への指導等
- 県庁各課 ⇒ 密接な連携による各種事業の効果的な実施

【具体的な施策】

- 農業生産における環境保全の取組みの推進
 - 有機農業の推進
 - ・有機農業の担い手確保の促進
 - ・有機農産物の品目拡大と県内流通の促進
 - ・有機農業による地域活性化の取組促進
 - ・有機農業に関する全国的な交流の促進
 - 特別栽培の推進
 - ・慣行基準の見直し等による認証取得の促進
 - ・環境保全型農業直接支払交付金活用による取組みの促進
 - 土づくりの支援
 - ・国庫事業を活用した土づくりの促進
 - ・全国推進組織への参画による情報収集
 - エコファーマーの推進
 - ・土壌診断や技術指導による認定・更新の支援
- 農業生産における持続性確保の取組みの推進
 - GAP（農業生産工程管理）の推進
 - ・GAP指導体制の強化
 - ・国際水準GAPの導入及び認証取得の啓発
 - ・（農林大学校等の学生や幅広い世代の就農希望者等に対する教育を推進）
 - リスク管理体制構築の推進
 - ・生産者に対する各種リスクやその対応策の周知

3 環境保全型農業に関する情報発信等

- 消費者・実需者に対する効果的な情報発信
- ・ホームページ、SNS等による情報発信
- ・地域の消費者との交流・体験活動
- ・県内販売店と連携した有機農産物等の販売会の実施
- ・環境保全型農業に関するコンクールの開催

4 環境保全型農業に関する技術開発・普及

- 技術開発
- ・堆肥等有機性資源利用技術、農業に頼らない防除技術等の開発
- ・環境負荷低減効果の評価・検証
- 技術の普及
- ・技術資料の作成・配布

5 関係機関との連携による各種事業の展開

- 担い手の育成
- 県産農産物のブランド化
- 学校の給食等を通じた食育活動の推進
- 多面的機能の発揮
- 耕畜連携による堆肥の利用促進

→ 本計画の進展により、山形県農業がSDGsの達成に貢献。

